

旅費を放棄する場合の提出書類について

東京地方裁判所事務局総務課庶務第二係

旅費が支給されるまでの流れについては、添付の「旅費が支給されるまで」のとおりですが、選択型実務修習における旅費精算請求書（以下「請求書」という。）の作成は、例年、選択型実務修習終了後（11月下旬以降）となることが多いところです。これは、選択型実務修習に係る旅費請求件数が非常に多く、裁判所において手続に時間がかかることがあります、出張者が出張後に提出すべき書類について、提出の遅れ及び不備等があることも原因となっています。

請求書の作成が選択型実務修習終了後となった場合、出張者は自宅に送付された請求書に押印の上、当係へ郵送又は直接提出することとなります。この手間のためか、毎年、請求書を提出する段階になって、旅費を放棄したい旨の申し出をする司法修習生が若干名いるところです。しかし、旅行命令発令後に旅費を放棄する場合は、別途手続が必要となります。

つきましては、選択型実務修習において旅費を放棄する場合は、あらかじめ旅費放棄書を作成の上、出張前に当係に提出（厳守）してください。旅費放棄書の作成に当たっては、記載例を参照してください。

なお、当該取扱いについて不明の点などありましたら、当係までお問い合わせください。

【書類提出及び問い合わせ先】

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4
東京地方裁判所総務課庶務第二係（9階）
電話 03-3581-2291（ダイヤルイン）